



ゆうメール

2018.12.1

令和6年
(2024年)

7月号
第594号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



— 主な記事 —

第12回通常総会開催報告	2 頁
令和7年度税制改正に関する提言	3 頁
令和5年度決算・令和6年度予算報告 ..	4～5 頁
税務ポイント	6 頁
皆さんこんにちは・塩原 洋 氏	7 頁
頑張ってます・加々美 真央 さん	7 頁
労務レポート	8～9 頁
女性部コーナー	9 頁
従業員の定着・活躍に大切な2つの「安全制」…	10頁
青年部 租税教室受講児童数が10,000人到達…	11頁
会員福利厚生制度 PR	12頁
7月の予定、県連総会開催報告 等	13頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき…	14頁
社会貢献活動「献血活動」ご協力をお願い …	付録

“ 青年部 租税教室受講児童数が
10,000人到達!! ”

6月4日に当会青年部が講師役を担当し実施した松本市立島内小学校での租税教室において、活動開始以来の受講児童数が10,000人に到達いたしました。

この取り組みは『税』に携わる法人会らしい社会貢献活動として全国の法人会青年部が活動の柱として実施しております。当会でも平成23年度から松本税務署、各地の小学校、そして大勢の青年部員にご協力いただきながら積極的に活動をし、このほど大きな節目を迎えることができました。

(関連記事11頁掲載)

みんなで回覧しましょう。

社 長							經理担当
--------	--	--	--	--	--	--	------



差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル 5 階

第12回通常総会のご報告

5月28日(火)、ホテルブエナビスタにおいて第12回通常総会を開催いたしました。

当日は予定されていた議事も滞りなく進み、令和5年度財務諸表承認等の審議事項も無事承認いただきました。また、総会に併せて優良経理担当者表彰も執り行われるとともに、神戸国際大学教授・総務省地域力創造アドバイザーの中村智彦氏による記念講演会を開催いたしました。



議長を務める神澤会長

表彰受賞者

(敬称略：順不同)

優良経理担当者表彰受賞者

長年にわたり企業で経理・税務部門でご活躍されている従業員様を、勤続年数に応じて表彰させていただきました。受賞された皆様、誠におめでとうございます。

A区分（勤続5年以上）

香 川 祐佳里 ハシバテクノス(株)
徳 永 理 人 キッセイ薬品工業(株)
三 井 基 史 キッセイ薬品工業(株)
齊 藤 香南子 キッセイ薬品工業(株)

B区分（勤続10年以上）

赤 羽 千 春 ソフメイト(株)
村 上 直 樹 キッセイコムテック(株)

C区分（勤続20年以上）

中 沢 由 美 キッセイ商事(株)
山 崎 英 男 (株)光進

合計8名

役員変更（敬称略）

次の通り役員変更がございました。

【新任】

常任理事 上 村 勝 也 (八十二銀行松本営業部)
理 事 小 林 明 博 (㈲小林工務店)
理 事 上 条 祐一郎 (㈱丸八種苗園)

記念講演会開催報告

神戸国際大学経済学部教授
総務省地域力創造アドバイザー

講師：中村 智彦 氏

通常総会終了後に開催されました記念講演会では、講師に神戸国際大学教授の中村智彦氏を講師にお迎えし「こんなに凄い 日本のモノづくり ～生き残りの道はココにある～」というテーマでお話を伺いました。

日本が抱える様々な問題、多くの中小企業が直面している状況について解説いただき、グローバル経済が一層進展していく中で、これから私たちがどうしていくべきか、先生のお考えをわかりやすく解説していただきました。



記念講演会の様子

令和7年度 税制改正に関する提言

令和6年度税制改正では、物価高に対する国民負担の緩和と物価上昇を十分に超える持続的な賃上げの実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税や法人課税では賃上げ促進税制について、新たに中堅企業の枠を設けて利用しやすい仕組みとし、中小企業向けには繰越控除制度を設けるなどの強化が行われた。

また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、生産・販売量に応じて減税する戦略分野国内生産促進税制や知的財産権から生じる所得を控除するイノベーションボックス税制が創設されるなど、デフレ脱却のための減税措置を優先しているが、税制改正大綱では、将来的な増税方針も示唆されている。

このような状況のなか、当会の税制委員会では、本年2月から4月にかけて、「税に関するアンケート」を実施、「中小企業向けの税制で特に実現を希望するもの」「固定資産税の見直しで特に重視するもの」「法人住民税の超過課税の現状についての考え」「インボイス制度で増えた事務負担の内容・今後の免税事業者との取引」について回答を求めた。このなかで「インボイス制度で増えた事務負担」については、ほとんどの回答が3～4項目を選択しており、非常に多くの事務負担が発生していることが読み取れ、「今後の免税事業者との取引」については、現時点で「課税事業者にならなければ取引は難しい」との回答は9%にとどまっている。

一方、「法人住民税の超過課税の現状について」は、「財政を維持するために必要な理由を明確にすべき」が47%、「公平・公正な税制とは言えないので解消すべき」が29%に及んだことから、地方自治体においては超過課税の理由と期間を明確にすることが求められる結果となった。

当会としては、引き続き、長野県法人会連合会と連携して、超過課税をしている該当自治体に対して、標準税率の採用を要望するとともに、超過課税をしなければならない場合にはその理由を明確にすることを求めていくこととする。

今後の我が国は、防衛力強化に向けた財源確保などの課題に直面することになるが、政府には我が国の経済を支えている中小企業が生き残るために必要な支援措置を迅速かつ適切に講じ続けるとともに、財政規律の復活と合わせて地方経済・中小企業が速やかに回復・活性化するような取り組みを求めたい。

松本法人会は、これらをふまえ、令和7年度税制改正に向けた各重点課題の実現を次のとおり提言する。

(1) 国税関係

- ア. 中小企業に対する法人税の軽減税率の特例(15%)を本則化し、適用所得金額(現行;800万円以下)を引き上げること。
- イ. 雇用拡大・賃金上げを促進する税制を更に拡充すること。
- ウ. 事業承継税制は、健全な企業を存続させるという目的達成の観点で、更に見直しを進めること。特に、事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設や相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める。
- エ. 保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人あたり1,000万円に引上げること。
- オ. 消費税について、税率10%程度までは単一税率とし、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するよう再検討すること。
- カ. 源泉所得税の「納期の特例」適用者以外についても、1月の納付期限は1月20日とすること。

(2) 地方税関係

- ア. 固定資産税の税負担軽減措置と抜本的見直しを図ること。特に、家屋の評価を経過年数に応じた評価

方法に見直すことや免税点を大幅に引き上げることを求める。

- イ. 償却資産(事業用資産)への課税は廃止を含めて見直すこと。
- ウ. 住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象にしているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、それゆえ、多くの納税者が認識していないことが問題である。この問題について超過課税の解消を含めて検討を進めること。

(3) その他について

- ア. 番号制度(個人番号)について、引き続き周知徹底を図るとともに、利用範囲のあり方については細心の注意を払いつつ検討すること。
- イ. 少子化対策として、引き続き子育てに配慮した税制上の支援を検討するほか、社会保障政策全般の取り組みを継続すること。
- ウ. 学校や社会全体で、国民の義務である納税の意識高揚のための教育を拡充すること。

(令和6年5月10日 一般社団法人 松本法人会)

第12回通常総会議案書から

令和5年度決算【〈事業別〉正味財産増減計算書】・令和6年度予算【収支予算書】※抜粋

(単位：円)

令和5年度決算 〈事業別〉正味財産増減計算書			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	561	555	6
特定資産受取利息	561	555	6
受取入会金	85,000	33,000	52,000
受取入会金	85,000	33,000	52,000
受取会費	35,271,500	35,896,000	▲ 624,500
正会員受取会費	34,479,500	35,074,000	▲ 594,500
賛助会員受取会費	792,000	822,000	▲ 30,000
事業収益	232,000	237,000	▲ 5,000
広報事業収益	232,000	237,000	▲ 5,000
受取補助金等	19,458,630	19,492,764	▲ 34,134
受取全法連補助金	130,000	150,000	▲ 20,000
受取県連補助金	392,630	316,864	75,766
受取全法連助成金振替額	18,486,000	18,575,900	▲ 89,900
受取民間補助金	450,000	450,000	0
受取負担金	1,001,000	1,202,000	▲ 201,000
青年・女性部受取負担金	1,001,000	1,202,000	▲ 201,000
雑収益	782,642	729,931	52,711
受取利息	366	378	▲ 12
雑収益	782,276	729,553	52,723
【経常収益計】	56,831,333	57,591,250	▲ 759,917
(2) 経常費用			
事業費	53,741,739	46,987,435	6,754,304
(税務支援事業)	765,748	514,338	251,410
会場費	334,030	317,550	16,480
印刷製本費	286,277	65,793	220,484
通信運搬費	18,687	14,193	4,494
会議費	126,754	116,802	9,952
(税の啓発・提言事業)	301,689	326,418	▲ 24,729
印刷製本費	44,550	47,025	▲ 2,475
通信運搬費	5,969	5,156	813
表彰費	76,250	97,000	▲ 20,750
支払負担金	21,000	7,000	14,000
会議費	99,920	90,477	9,443
雑費	54,000	79,760	▲ 25,760
(経営支援事業)	3,611,434	2,122,286	1,489,148
会場費	757,245	333,727	423,518
印刷製本費	296,450	166,650	129,800
通信運搬費	61,112	8,295	52,817
支払負担金	116,000	116,000	0
諸謝金	2,054,298	1,275,205	779,093
広告宣伝費	222,200	167,200	55,000
会議費	104,013	55,209	48,804
雑費	116	0	116
(地域社会貢献事業)	2,120,481	1,544,408	576,073
印刷製本費	38,500	38,500	0
支払寄付金	1,970,582	1,335,422	635,160
通信運搬費	10,710	10,521	189
委託費	19,800	19,800	0
支払負担金	10,000	10,000	0
雑費	70,889	130,165	▲ 59,276
(広報事業)	8,466,821	8,084,025	382,796
印刷製本費	4,381,062	4,011,069	369,993
通信運搬費	3,923,079	3,886,733	36,346
委託費	121,000	120,000	1,000
会議費	41,680	66,223	▲ 24,543
(会員増強事業)	1,349,085	1,134,355	214,730
印刷製本費	525,800	534,050	▲ 8,250
通信運搬費	63,680	54,668	9,012
表彰費	207,000	87,000	120,000
会議費	552,605	458,637	93,968
(厚生制度推進事業)	91,880	137,993	▲ 46,113
表彰費	80,000	110,000	▲ 30,000
会議費	11,880	27,993	▲ 16,113
(会員支援事業)	10,553,493	7,110,580	3,442,913
諸謝金	471,732	415,685	56,047
印刷製本費	314,006	428,532	▲ 114,526

(単位：円)

令和6年度予算 収支予算書	
科 目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
特定資産運用益	1,000
特定資産受取利息	1,000
受取入会金	60,000
受取入会金	60,000
受取会費	34,900,000
正会員受取会費	34,500,000
賛助会員受取会費	400,000
事業収益	300,000
広報事業収益	300,000
受取補助金等	19,448,360
受取全法連助成金	50,000
受取県連補助金	261,160
受取全法連助成金振替額	18,697,200
受取民間補助金	440,000
受取負担金	1,085,000
青年・女性部受取負担金	1,085,000
雑収益	801,000
受取利息	1,000
雑収益	800,000
【経常収益計】	56,595,360
(2) 経常費用	
事業費	48,044,840
(税務支援事業)	420,000
会場費	250,000
印刷製本費	40,000
通信運搬費	10,000
会議費	120,000
(税の啓発・提言事業)	280,000
印刷製本費	50,000
通信運搬費	10,000
表彰費	50,000
支払負担金	20,000
会議費	80,000
雑費	70,000
(経営支援事業)	2,310,000
会場費	350,000
印刷製本費	200,000
通信運搬費	20,000
支払負担金	150,000
諸謝金	1,380,000
広告宣伝費	160,000
会議費	50,000
(地域社会貢献事業)	1,320,000
印刷製本費	40,000
支払寄付金	1,200,000
委託費	20,000
支払負担金	10,000
雑費	50,000
(広報事業)	8,380,000
印刷製本費	4,300,000
通信運搬費	3,900,000
委託費	120,000
会議費	60,000
(会員増強事業)	1,230,000
印刷製本費	500,000
通信運搬費	50,000
表彰費	80,000
会議費	600,000
(厚生制度推進事業)	160,000
表彰費	80,000
支払負担金	20,000
委託費	20,000
会議費	40,000
(会員支援事業)	6,860,000
諸謝金	500,000
印刷製本費	450,000

通信運搬費	224,505	180,472	44,033	通信運搬費	200,000
委託費	6,582,609	3,472,727	3,109,882	委託費	2,700,000
表彰費	827,350	55,350	772,000	表彰費	100,000
支払負担金	393,730	343,830	49,900	支払負担金	400,000
保険料	6,708	7,436	▲ 728	保険料	10,000
会議費	1,482,843	2,089,978	▲ 607,135	会議費	2,500,000
雑費	250,010	116,570	133,440		
給料手当	13,836,653	13,781,843	54,810	給料手当	13,963,500
役員報酬	313,200	313,200	0	役員報酬	313,200
福利厚生費	2,645,402	2,863,480	▲ 218,078	福利厚生費	2,610,000
退職給付費用	71,853	0	71,853	中退金支出	584,640
中退金支出	584,640	835,200	▲ 250,560	退職給付費用	130,500
旅費交通費	518,834	512,813	6,021	旅費交通費	913,500
印刷製本費	511,382	380,781	130,601	印刷製本費	870,000
通信運搬費	1,368,050	1,217,451	150,599	通信運搬費	1,566,000
リース料	638,853	590,538	48,315	リース料	696,000
減価償却費	74,684	74,684	0	減価償却費	52,200
消耗品費	199,026	190,520	8,506	消耗品費	261,000
消耗什器備品費	139,897	0	139,897	賃借料	1,948,800
賃借料	1,946,361	1,946,361	0	事務所管理費	1,087,500
事務所管理費	1,125,034	1,137,296	▲ 12,262	支払手数料	304,500
支払手数料	299,084	308,495	▲ 9,411	新聞図書費	217,500
新聞図書費	217,596	238,154	▲ 20,558	広告宣伝費	43,500
広告宣伝費	196,185	38,280	157,905	委託費	217,500
委託費	190,061	213,954	▲ 23,893	事務委託費	870,000
事務委託費	835,200	870,000	▲ 34,800	支払負担金	348,000
支払負担金	482,931	357,047	125,884	雑費	87,000
租税公課	9,536	9,743	▲ 207		
雑費	276,646	133,192	143,454		
管理費	9,269,371	8,246,708	1,022,663	管理費	9,447,160
給料手当	2,067,547	2,059,357	8,190	給料手当	2,086,500
役員報酬	46,800	46,800	0	役員報酬	46,800
福利厚生費	395,290	427,875	▲ 32,585	福利厚生費	390,000
退職給付費用	10,737	0	10,737	中退金支出	87,360
中退金支出	87,360	124,800	▲ 37,440	退職給付費用	19,500
会議費	4,983,978	4,017,890	966,088	会議費	5,000,000
旅費交通費	77,526	76,627	899	旅費交通費	136,500
印刷製本費	76,413	56,898	19,515	印刷製本費	130,000
通信運搬費	204,421	181,918	22,503	通信運搬費	234,000
リース料	95,462	88,242	7,220	リース料	104,000
減価償却費	11,160	11,160	0	減価償却費	7,800
消耗品費	29,739	28,467	1,272	消耗品費	39,000
消耗什器備品費	20,903	0	20,903	賃借料	291,200
賃借料	290,835	290,835	0	事務所管理費	162,500
事務所管理費	168,109	169,940	▲ 1,831	支払手数料	45,500
支払手数料	44,692	46,096	▲ 1,404	新聞図書費	32,500
新聞図書費	32,514	35,586	▲ 3,072	広告宣伝費	6,500
広告宣伝費	29,315	5,720	23,595	委託費	32,500
委託費	28,399	31,969	▲ 3,570	事務委託費	130,000
事務委託費	124,800	130,000	▲ 5,200	支払負担金	52,000
支払負担金	72,162	53,353	18,809	渉外慶弔費	400,000
渉外慶弔費	328,446	341,816	▲ 13,370	雑費	13,000
租税公課	1,424	1,457	▲ 33		
雑費	41,339	19,902	21,437		
【経常費用計】	63,011,110	55,234,143	7,776,967	【経常費用計】	57,492,000
【当期経常増減額】	▲ 6,179,777	2,357,107	▲ 8,536,884	【当期経常増減額】	▲ 896,640
2. 経常外増減の部				2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益				(1) 経常外収益	
【経常外収益計】	0	0	0	【経常外収益計】	-
(2) 経常外費用				(2) 経常外費用	
【経常外費用計】	0	0	0	【経常外費用計】	-
【当期経常外増減額】	0	0	0	【当期経常外増減額】	-
【税引前一般正味財産増減額】	▲ 6,179,777	2,357,107	▲ 8,536,884	【税引前一般正味財産増減額】	▲ 896,640
【法人税及び住民税】	21,000	21,000	0	【法人税及び住民税】	21,000
【当期一般正味財産増減額】	▲ 6,200,777	2,336,107	▲ 8,536,884	【当期一般正味財産増減額】	▲ 917,640
【一般正味財産期首残高】	85,946,503	83,610,396	2,336,107	【一般正味財産期首残高】	82,000,000
【一般正味財産期末残高】	79,745,726	85,946,503	▲ 6,200,777	【一般正味財産期末残高】	81,082,360
II 指定正味財産増減の部				II 指定正味財産増減の部	
受取補助金等	18,486,000	18,575,900	▲ 89,900	受取補助金等	18,697,200
受取全法連助成金	18,486,000	18,575,900	▲ 89,900	受取全法連助成金	18,697,200
一般正味財産への振替額	▲ 18,486,000	▲ 18,575,900	89,900	一般正味財産への振替額	▲ 18,697,200
一般正味財産への振替額	▲ 18,486,000	▲ 18,575,900	89,900	一般正味財産への振替額	▲ 18,697,200
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0	【当期指定正味財産増減額】	-
【指定正味財産期首残高】	0	0	0	【指定正味財産期首残高】	-
【指定正味財産期末残高】	0	0	0	【指定正味財産期末残高】	-
III 正味財産期末残高	79,745,726	85,946,503	▲ 6,200,777	III 正味財産期末残高	81,082,360

(注)【審議事項】「〈事業別〉正味財産増減計算書」、【報告事項】「令和6年度収支予算書」要点の抜粋です

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室⁽¹⁹⁶⁾) 法人税 その61

令和6年度税制改正 交際費等の損金不算入制度について

Q. 令和6年度税制改正における交際費等の損金不算入制度の見直しの概要を教えてください。また、対象となる飲食費の定義や適用要件に見直しは行われましたか？

A. 令和6年度税制改正では、交際費等の損金不算入制度について、次の見直しが行われました。

- ① 交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準が1人当たり1万円以下に引き上げられました。(令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用)
- ② 接待飲食費の50%損金算入特例と中小企業の定額控除限度額(年800万円)の特例の適用期限が3年延長されました。(令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用)

接待飲食費の50%損金算入特例は、資本金100億円以下の法人等が支出する交際費等の額のうち、接待飲食費の50%相当額以下の金額を損金算入できるものです。帳簿書類に飲食等のあった年月日などを記載しておくことが必要となります。

※表 1

	改正前	改正後
交際費等から除外される飲食費等(1人当たり)	5,000円以下	10,000円以下
接待飲食費に係る損金算入の特例	接待飲食費の50%が損金算入	3年延長
中小法人に係る損金算入の特例	① 飲食費等の50%の金額 または ② 交際費のうち、800万円に該当する事業年度月数を乗じ、これを12で除して計算した金額	3年延長

中小企業の定額控除限度額(年800万円)の特例とは、資本金1億円以下の法人の支出する交際費等の額のうち、定額控除限度額(年800万円)以下の金額を損金算入できるものです。※表 1

対象となる飲食費の定義は「飲食その他これに類する行為(以下「飲食等」といいます。)のために要する費用(専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。))であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が10,000円以下である費用」で、次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

〈書類への記載事項〉

- (1) 飲食等のあった年月日
- (2) 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- (3) 飲食等に参加した者の数
- (4) その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地(店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等)
- (5) その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

以上、従業員等への周知も踏まえ、国税庁HPタックスアンサーNo.5265等を参照して飲食費の範囲や適用要件について、改めて確認してください。

(税制委員会: 忠地祐一、杉山良一、草間俊文 グループ稿)

(監修: 関東信越税理士会 松本支部)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社: 松本市芳野19番48号



皆さん
こんにちは♪

メカニック・パーツ株式会社

塩尻市広丘吉田

代表取締役 塩原 洋 氏

『会社を盛り上げていきたい』

メカニック・パーツ
(株)代表取締役の塩原洋
さんをご紹介します。

諏訪市生まれの37歳です。高校から塩尻市へ引っ越され、先代が創業した会社に就職しました。そして、2年前に代表取締役に就任しました。

メカニック・パーツさんは、非鉄、金属、プラスチック切削精密部品加工治工具、ユニット組立、電子部品加工、通信機器部品、工作機械部品の生産・加工を行っております。企業理念「誠実・情熱・挑戦」の通り、塩原社長をはじめとする従業員の誠実な姿勢、若手社員中心の活気ある職場、技術の研鑽に対する情熱、新たな技術や分野へ挑戦し続けている会社です。塩原社長は、「お客様の想いを受け取って仕事は引き受ける。」「みんな一人ひとりが協力して会社を盛り上げていきたい。」と大切にしている想いを従業員と分かち合える様、心掛けています。

ご家族は、奥様と中学生の男の子の3人家族です。趣味はアウトドアとゴルフ、休日は仲間と釣り堀に行くこともあるそうです。

将来の夢は、自分で飲食店をすること。料理が好きなので、近い将来、実現したいと笑顔で楽しそうにお話くださいました。

(廣田伸一編集委員)



頑張ってます!!

『頼られる存在に』

有限会社 ディプロップ
松本市笹賀

加々美 真央 さん

松本市笹賀にある産業廃棄物収集運業・清掃業の有限会社ディプロップ様にお伺いし、総務部の加々美真央さんにお話しをお聞きしました。入社して1年の加々美さん。担当している業務は会社の事務全般です。買取の事業部「買取大吉」の店長さんとは同期に入社したこともあり何でも話せる存在で、どうしたら集客できるかなど積極的に活動されています。また他の先輩社員の方もとても頼れる存在で安心して働くことができるアットホームな職場だそうです。

休日にはお子さんのバレーボールの応援に行っているそうです。これからは頼るばかりではなく、頼られるような存在になりたいですと笑顔で答えてくれました。これから加々美さんの更なるご活躍が楽しみです！

(菅野和光編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

労務レポート**改正雇用保険法と実務について**

社会保険労務士 上 嶋 宏



今年5月の通常国会で雇用保険法を中心に、企業の人事労務や労働者の働き方、キャリア形成に影響がある改正法案が提出されました。

こうした雇用保険法等の改正の背景は、働き方の多様化への対応があります。働き方が多様化すると、現行の社会保障では対象とならない人が出てきます。そのため、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築や「人への投資」の強化等を目的としているのが今回の法改正です。

今回の雇用保険法により適用拡大された改正内容を確認し、それらが与える人事労務への影響についてお伝えしたいと思います。

雇用保険の適用拡大（令和10年10月1日施行）

現行の雇用保険の加入要件は二つ。

「31日以上継続して雇用されることが見込まれ」かつ「1週間の所定労働時間が20時間以上」の二つが要件です。このうち1週間の所定労働時間の要件が、今回の改正で今の20時間以上から10時間以上に変更されます。

これによりこれまでよりも短い労働時間数で雇用保険に加入できるようになる一方で、今まで雇用保険に入らない労働時間の範囲内で働いていた労働者も、雇用保険に入らざるを得ないことになります。ただ、社会保険と比較すると雇用保険の料率はそれほど高くないこともあり、加入対象が拡大されることで労働者の反発を招くなどの問題が会社内で起きる可能性は低いと考えられます。

また、週所定労働時間の要件が10時間以上となると、一部の特殊な働き方の人を除き、ほとんどの人が雇用保険に入ることになりますので、今までよりも取得手続きが増加すると考えられます。

なお、現行の週所定労働時間20時間以上という要件の場合、個々の労働者の労働時間によって雇用保険の加入手続きをするかどうか考慮する場面が、特にパート・アルバイトの多い会社では多くありました。しかし、改正法施行後はこういった雇用保険の取得手続きをするか、しないかを人事労務担当者が労働者ごとに考える必要性はかなり減るはずです。

以上のように、週所定労働時間の要件が10時間以上になることの、企業人事労務への影響は非常に大きいとみられますが、影響はそれだけにとどまりません。雇用保険の制度の中には、雇用保険の加入要件の「週所定労働時間20時間」を基準としている制度がいくつ

もあるからです。

以下では、週所定労働時間の要件が10時間以上となることに併せて変更が加えられた制度や、影響が出ると思われる制度について見ていきます。

1. 被保険者期間の計算

基本手当をはじめとする雇用保険の給付の多くは、一定の被保険者期間があるかどうかをその支給要件としています。例えば、基本手当の場合、原則として離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12ヶ月以上あることを受給資格としています。

現行法では、この被保険者期間の「1ヶ月」を数える際、「離職日から1ヶ月ごとに区切っていった期間に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上または賃金の支払基礎となった労働時間数が80時間以上ある場合」とされています。しかし、現在のままだと今回の改正で雇用保険に入れるようになった週所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者が1ヶ月の要件を満たすのは非常に困難です。

そのため今回の改正では「離職日から1ヶ月ごとに区切っていった期間に賃金の支払の基礎となった日数が6日以上または賃金の支払の基礎となった労働時間数が40時間以上ある場合」へと変更されます。週所定労働時間の要件が半分になった分、基本手当の要件もほぼ半分になったわけです。

こちらの変更は、企業の人事労務においては、特に離職票の作成時に大きく影響があるため、きちんと押さえておく必要があります。

2. 失業認定基準および自己の労働により収入がある場合の取扱い

基本手当を受給するためには、受給資格者が失業状態でなければなりません。その確認（失業認定）は、受給資格者が4週間に一度公共職業安定所に行き、過去28日間について就業していたか否か、労働者が申告することによって行われます。

では、就業していたかどうかの基準はどこにあるかということ、現行法では、やはり週所定労働時間20時間以上を基準としています。この週20時間を一般的な週所定労働日数である5日で割った4時間を基準に、現行では失業認定について運用がされています。

つまり、過去28日間の中で労働した日のうち、労働時間が4時間以上の日については失業認定が行わ

れないということです。一方、4時間未満の就労を行った日については、その際に得た収入額に応じて、基本手当の減額が行われています。

この失業認定における1日の労働時間の基準ですが、今回の改正で雇用保険の加入要件が週所定労働時間10時間以上に変更されるに伴い、改正法施行後は1日当たり「2時間」に改めた上で運用される予定です。

なお、失業認定を受けられる場合で就業した場合の、収入と基本手当額の調整については、法改正後の1日2時間未満の労働によって得られる収入額が一般的には少額であることから手続の簡素化などの観点から廃止されます。

3. 賃金日額の法定の下限額

雇用保険の給付においては、法律で賃金日額の下限額が定められています。現行法の法定の下限額は2,460円ですが、この金額もまた週所定労働時間20時間を基準としたものであるため、改正法施行後は週所定労働時間10時間を基準とする1,230円まで下限額が引き下げられます。

4. 求職者支援制度との関係

求職者支援制度とは、離職して雇用保険を受給できない人や、収入が一定額以下の在職者で、再就職、転職、スキルアップを目指す人が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講できる制度です。こちらについては、雇用保険の加入要件が週所定労働時間10時間以上となることで、改正法施行前であれば求職者支援制度の対象だった人が、改正法施行後は対象とならないケースが発生します。

しかし、求職者支援制度の対象となるような人からすると、雇用保険に加入して基本手当等をもらうよりも、求職者支援制度を利用した方が良いことも多いことから、週所定労働時間が10時間以上20時間

未満の被保険者及び被保険者だった受給資格者については、当分の間、求職者支援制度の支援対象から除外しないとされました。

5. マルチジョブホルダーとの関係

令和4年1月より、65歳以上の労働者に限り、複数の雇用保険適用事業所に雇用されているものの、1つの適用事業だけでは雇用保険の加入要件を満たさないけれども、2つの事業の労働時間を合算すると週所定労働時間が20時間以上となる場合、本人の申請により雇用保険に加入できるものとされました。

いわゆるマルチジョブホルダーと呼ばれる制度ですが、こちらについては雇用保険の適用拡大と併せて、2つの事業の労働時間を合算した際の基準が、週所定労働時間が10時間以上となる場合に変更されます。

そのため、改正法施行後には、対象となる労働者が格段に増えることが予想されます。

ただし、マルチジョブホルダー制度については施行後5年を目処に効果を検証するとされているため、雇用保険の適用拡大前に制度に何かしらの変更が加えられる可能性もあります。

ここまでの、雇用保険の適用拡大、週所定労働時間10時間以上へ変更による影響をお伝えしてきました。紙面の都合により、今回はここまでになります。

次回以降、基本手当給付制限期間見直し、教育訓練給付の改正、育児休業給付の改正といった内容のレポートをお届けします。

上嶋社会保険労務士事務所

〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5

TEL.0263-88-6927 FAX.0263-88-6928

女性部コーナー

6月例会報告

6月19日(水)に開催された女性部6月例会では、女性部が取り組む「食品ロス」の問題に関連して、松本市環境・地域エネルギー課の加藤理那子さんを講師にお招きし、『みんなで減らそう食品ロス!』というテーマで、「食品ロスの現状」「松本市の取り組み」「わたしたちにできること」といったポイントを非常にわかりやすく解説していただきました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。

『みんなで減らそう食品ロス!』



講師の加藤さん

従業員の定着・活躍に大切な 2つの「安全性」

株式会社ジェイック
執行役員 古庄 拓

20代、30代に長く活躍してもらうには「心理的安全性」と「キャリア安全性」の2つが重要だ。自社の状況を振り返り、組織づくりに反映しよう。

組織の生産性を高める「心理的安全性」

心理的安全性は、従業員が不安・恐怖を感じずに自分の意見や疑問を伝えられる状態を指す。「上司と異なる意見を述べる」「懸念を伝える」「初歩的な質問をする」「的外れかもしれない意見を言う」「自分の失敗や力不足を伝える」など、相手から不快、無能やネガティブと思われる可能性がある意見・疑問を発信しやすいか否かだ。

心理的安全性の高さは、仲の良さだけとは全く違う。仲が良いだけの組織は、周囲との衝突を恐れて、率直な意見交換や指摘・フィードバックができない傾向にある。心理的安全性を高めるには「共通目標やゴールの浸透」と「人としての相互理解や信頼関係」「違いを尊ぶ（異なる意見が新たな価値を生み出す）姿勢」がポイントだ。

若手の定着・活躍に大切な「キャリア安全性」

最近注目のキャリア安全性は「自分の未来（キャリア）が安全か？」という認識だ。キャリア安全性が高ければ、従業員は「10年後には上司のようになりたい」「先輩は他社でも通用するけど、この会社を選んで働いている」「頑張れば成長できるし市場価値も高まる」と考える。

逆に、キャリア安全性が低いと「上司みたいにはなりたくない」「疲弊しているし楽しくなさそう」「このまま働いていても他社で通用する力がつかない」と感じる。いまは転職が当たり前の時代であり、少子化の中で若手の転職は容易だ。従って、若手世代は自社のキャリア安全性に不安を感じたら速やかに転職を考える傾向にある。

入社3年以内の若手に、職場の心理的安全性とキャリア安全性、そして、今すぐもしくは2～3年以内の離職意向を調査したデータがある*。調査によると、若手が辞めやすい会社は以下の順番だ。まず「心理的安全性が低い×キャリア安全性が低い」会社は、半数以上に離職意向がある。次に「心理的安全性が高い×キャリア安全性が低い」会社は、今すぐの離職意向は減るが、2～3年以内の離職意向はほぼ変わらず、半数弱に離職意向がある。そして、「心理的安全性が高い、または低い×キャリア安全

性が高い」会社の離職意向は、約3割と大きく下がる。

どんなに居心地が良い職場でも「先々のキャリアが見えない」と思ったら若手は辞めていく。若手に長く活躍してもらうには組織のキャリア安全性を高める必要がある

キャリア安全性を高めるポイント

キャリア安全性を高めるには2つのアプローチがある。まず、キャリアが形成できるように育成方針や社内制度を整えることだ。仕事の基準を高める、若手に積極的にチャレンジさせる、異動希望を取って配置に反映する、成長と成果に応じた報酬制度を整備する等だ。

そして、本人が「キャリア形成できている」と思える状態をつくる施策も大切だ。キャリア研修を実施する、定期的にキャリア面談をする、自分の成長を確認し次の成長テーマを設定する振り返りの機会を設ける等だ。また、自分自身のキャリアや市場価値を客観視できるよう、社外の人とキャリア面談をする機会を与えることも有効だ。

※出典：ITmedia ビジネスオンライン『「心理的安全性」が高い大企業で、若手の早期離職が加速する皮肉 足りないのは何？』、リクルートワークス研究所「大手企業における若手育成状況調査報告書」

【筆者紹介】古庄拓（ふるしょう・たく） 1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。中小企業・ベンチャー企業を対象とした社員研修や採用支援の提案・企画、管理職養成プログラムの事業化、新卒メディアの立ち上げ等を経て、同社執行役員。人材育成や採用支援の知識・ノウハウを発信している。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL0263-97-3030代
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

『青年部 租税教室受講児童数が10,000人到達!!』



本号表紙でお伝えした通り、6月4日に青年部が講師役を担当して実施された松本市立島内小学校での租税教室（講師役：青年部長 川出哲敬氏（榊澤工務店））をもちまして、平成23年度の活動開始以来の租税教室受講児童数が10,000人に到達いたしました。当日は大勢の青年部員と共に、長年にわたり活動をご指導、ご支援いただいております松本税務署から齋藤副署長をはじめとする職員の方々にもご参加いただき大きな節目をともに祝うことができました。

この活動は次代を担う子ども達（対象：小学6年生）に、私たちの暮らしを支える税の仕組みや大切さを伝える取り組みであり、全国の法人会青年部が活動の柱として積極的に取り組んでいます。私たちもこの取り組みを直接地域の子供達と交流できる税に携わる法人会らしい社会貢献活動として楽しみながら継続してまいりました。

活動開始当初は年間開催校数1校からスタートし、税務署のご指導や部内での講師育成研修会を重ね、講師役を担当できる青年部員が増えるとともにその開催校数を増やしてまいりました。令和元年度に開催された全国青年の集い大分大会で行われた租税教育活動プレゼンテーション（全国の青年部による租税教育活動

事例発表）では、当会の取り組みが優秀賞を獲得。その後、コロナ禍で従来の租税教室開催が難しくなった時にも、オンライン授業やクラス別授業を実施するなどの工夫を重ねることで活動を継続してまいりました。また、同じく租税教育活動に取り組む他団体や地域の大学生向けの講師育成講座などで講師役を行うなど活動の輪を拡げてまいりました。

活動開始から14年。受講児童の多くが今では納税者として社会を支えています。私たちは、これからも次代を担う子ども達に「税」の大切さ、役割を伝えていく租税教育活動に積極的に取り組んでまいります。

【青年部租税教室実施記録】

	実施校数	受講児童数
平成23年度	1校	30名
24年度	1校	30名
25年度	3校	254名
26年度	3校	128名
27年度	3校	284名
28年度	7校	241名
29年度	6校	396名
30年度	20校	1,358名
令和元年度	25校	1,727名
2年度	10校	743名
3年度	18校	1,232名
4年度	20校	1,705名
5年度	25校	1,456名
6年度 (6月末時点)	13校	790名

10,000人達成!



法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、
**保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ
変更ができます！**

例えば、40歳の時にご契約した
スーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...



- 1 簡単な手続きで変更ができます。
- 2 担当代理店の変更はありません。
- 3 保障内容の変更はありません。

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)すでにご契約のがん保険の例>スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

旧松本市内の部会の皆様へ 会費口座振替のお礼

旧松本市内の会員企業で会費の口座振替をご利用の皆様には、6月12日(水)にご指定の口座から引落をさせていただきました。厚くお礼申しあげますとともに、領収書が必要な場合は事務局(35-8080)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

7月の予定

2日租税教室(開智小学校) 3日税制委員会グループ会議、第2回次世代企業家100人交流会(青年部) 4日女性部幹事会、租税教室(広丘小学校) 5日研修委員会 7日役員合同研修旅行(8日まで) 9日租税教室(並柳小学校) 10日租税教室(今井小学校) 11日正副会長会、7月役員会 12日租税教室(豊科北小学校) 16日租税教室(田川小学校) 18日組織委員会 19日青年部親睦例会 22日サイバーセキュリティ対策セミナー 24日決算説明会 31日広報委員会編集会議

決算説明会

(法人税・消費税の説明会／
6月決算法人対象)

7月24日(水) 午後2時より
松本市駅前会館「大会議室」

県連第12回通常総会開催報告

6月14日、長野県法人会連合会第12回通常総会が開催(会場：ホテルブエナビスタ)され、提出された報告事項、審議事項が無事に承認されました。併せて本年度の全法連功労者表彰の伝達、県連会員増強表彰、厚生制度推進表彰も行われました。受賞された皆様、誠におめでとうございます。



○全法連功労者表彰(順不同：敬称略)

副会長・穂高部会長 菅澤 一隆(株)マルイチマシン)
副会長・厚生委員長 上條 敏昭(有徳澤園)
監事 伊藤 敏史(松本事業(株))

○会員増強表彰(部会・役員)(順不同：敬称略)

塩尻部会
波田部会
副会長・塩尻部会長 作田 永子(有)大信オートボデー)
常任理事・青年部長 川出 哲敬(株)滝澤工務店)
常任理事・直前青年部長 廣田 伸一(株)ヒロタス)

○厚生制度推進表彰(年間紹介件数)(順不同：敬称略)

副会長・総務委員長 滝澤 文雄(株)滝澤工務店)
常任理事・直前青年部長 廣田 伸一(株)ヒロタス)
会員 犬飼 修(有)アズサ測量設計開発)

あなたのお知り合いを紹介してください

“法人会やまびこ運動”
ご協力をお願い

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所(法人・個人※支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただく運動です。

詳しくは広報誌5月号でお配りしましたオレンジ色のチラシでご確認いただきますようお願い申し上げます。

※詳しくは事務局までお問い合わせ願います
(☎ 0263-35-8080)

ご協力よろしくお願い申し上げます。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 振込
Xメディアの
イラスト データ ぞも
デジタルカメラ
素材を組み
合わせて
自社PRの
からせ

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



塩尻玄蕃まつり (塩尻市)



塩尻市の夏の風物詩ともいえる「塩尻玄蕃まつり」は、“玄蕃の丞”伝説にちなみ、狐をモチーフに、広く市民に愛され受け継がれているお祭りです。祭りの根源

とも言える、参加者が自ら創り出す(独自性と創造性)「自主参加型の祭り」を目指しており、今年は7月27日(土)に開催予定です。(廣田伸一編集委員)

(本号編集委員…
菅野和光
廣田伸一)



(菅野)

「信じる信じないは、あなた次第!」

予知夢として紹介されている。2匹の龍も見えて、自然災害だけでなく何か人為的なものもあるのかなという、なんだか絶望的な状況にも感じます。そしてこの大震災の後には明るく輝かしい未来も視えていくということ。予言が当たるか当たらないかはわかりません。ただ自分ごとと捉え、いつ何が起ころうともいい様に「準備」しておくことは大事ですね。

ご利用下さい!!



法人会の会員限定

インターネットセミナー(ネット配信) サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください!!

パソコンでセミナーが受講できる!
インターネット
セミナー 毎月更新

お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載!

セミナーDVD
レンタルサービス
会員無料・ネットで予約

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご利用いただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、**上記バナーをクリック**していただき、簡単な入力または登録をするだけ!

※インターネットセミナー ご利用時は
会員ID:hj0915 パスワード:8080
上記を入力してログインしてください。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>

川柳コーナー
ヘルメット
カッコ悪くも
命綱
無筆
暑すぎて
プールできない
夏休み
新米
コメ不足?
言われ食欲
増すはなぜ?

あとがき

2025年7月5日、今からちょうど

1年後…この日に何が起こるか一部でざわついているのをご存知でしょうか?漫画家たつき諒さんの「私が見た未来」に登場してくる大災害ではなくて大震災!南海トラフ地震の想定をはるかに越える東日本大震災の3倍もの高さの津波、日本列島の3分の1から4分の1が飲み込まれてしまうという筆者の「夢日記」が予知夢として紹介されている。2匹の龍も見えて、自然災害だけでなく何か人為的なものもあるのかなという、なんだか絶望的な状況にも感じます。そしてこの大震災の後には明るく輝かしい未来も視えていくということ。予言が当たるか当たらないかはわかりません。ただ自分ごとと捉え、いつ何が起ころうともいい様に「準備」しておくことは大事ですね。

個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等お問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会

〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社